

町内指定居宅介護支援事業所管理者 様

湯河原町介護課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、居宅介護支援の特定事業所集中減算とは、正当な理由なく当該居宅介護支援事業所において前6か月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた各サービスのいずれかにつき、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が、80%を超える場合については、減算適用期間のすべての居宅サービス計画費について、減算するものです。

つきましては、すべての居宅介護支援事業所において、湯河原町ホームページから『適用状況に係る報告書及び別紙』をダウンロードの上、作成し、提出が必要な場合にはご提出をお願いいたします。

作成の流れについては、『フローチャート（P. 2）』のとおりです。提出書類については、『提出書類一覧（P. 3）』よりご確認ください。

期限までに報告書等の提出がない場合は、たとえ正当な理由があったとしても、減算が適用されますので充分ご注意ください。

【前期判定】

- ・ 判定期間 3月1日から8月末日
- ・ 報告期限 9月15日まで（15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）
- ・ 減算期間 10月1日から3月31日

【後期判定】

- ・ 判定期間 9月1日から2月末日
- ・ 報告期限 3月15日まで（15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）
- ・ 減算期間 4月1日から9月30日

【 令 和 3 年 度 分 報 告 期 限 】
前期判定分 令和3年9月15日（水）
後期判定分 令和4年3月15日（火）

なお、厚生労働省から平成28年5月30日に通知（介護保険最新情報 Vol. 553）が出ているとおり、本町では当面の間、通所介護、地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、報告書の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出している」に○を付けてください。

<湯河原町ホームページ URL>

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/fukushi/kaigojigyousya/tokuteigensan.html>

以下、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた事業所のみについての留意事項です。

詳しくは、同ホームページ内「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」をご確認ください。

注意

- 位置付けた居宅サービス計画数が1件であるため、紹介率最高法人の紹介率が100%になる場合であっても、報告書の提出は必要になりますので、ご注意ください。

フローチャート

ホームページの2. 適用状況に係る報告書及び別紙の『報告書②』において、各サービスの(3)における集計結果である「C」欄のうち、いずれか1つでも80%を超えていますか。

1、はい

2、いいえ

特定事業所集中減算の「正当な理由」に該当しますか。
※ホームページの『5. 「正当な理由」の判断基準』よりご判断ください。

現在、特定事業所集中減算を適用していますか。

「正当な理由」の
いずれかに該当する

「正当な理由」の
いずれにも該当しない

減算を適用している

減算を適用していない

【A】正当な理由あり

提出書類の内容について、『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか、審査を行います。

【B】正当な理由なし

「正当な理由」のいずれにも該当しないことが明白な場合は、減算適用となる旨を記載し、湯河原町に提出してください。

【C】現在、特定事業所集中減算が適用されているが、次期分から解消する場合

減算適用を終了する旨を記載し、湯河原町へ提出してください。

【D】現在並びに次期分も特定事業所集中減算が適用されていない場合

報告書を湯河原町へ提出することは不要です。

※作成した報告書は、事業所内で5年間大切に保管してください。(別紙)についての記入は必要ありません。

※期限までに報告書等の提出がない場合、たとえ正当な理由があったとしても、減算が適用されますのでご注意ください。

審査結果の通知については、報告書をご提出いただいた全ての事業所に対して発送いたします
(【B】正当な理由なしの事業所については、「加算届管理票」の受理書も同時にお送りします)。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、減算期間のサービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

また、【A】正当な理由ありの場合で、審査の結果、正当な理由が認められず、報酬体制が変わる場合には、同通知により「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「加算届管理票」を湯河原町に提出していただくよう、依頼する場合があります。

報告書及び(別紙)提出の際には、必ず控えをとっていただくとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類(記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など)と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認させていただきます。

提出書類一覧

※フローチャート（P. 2）の【A】【B】【C】【D】よりご確認ください。

※書類提出の際に、ホチキス止め等をしないでください。

1、80%を超えた場合

【A】 正当な理由あり

- ① 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書
※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** をご提出ください
- ② 報告書（別紙）
- ③ 居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書
※ 正当な理由ケース5に該当する場合のみ提出
- ④ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

【B】 正当な理由なし

- ① 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書
- ② ※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** をご提出ください
- ③ 報告書（別紙） ※1ページ目のみの提出で結構です。
- ④ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑥ 加算届管理票
- ⑦ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

③～⑤については、
特定事業所集中減算適用
となる旨を記載して
ください。

2、80%を超えていない場合

【C】 現在、特定事業所集中減算が適用されているが、次期分から解消する場合

- ① 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書
※ エクセルのシート **報告書①** **報告書②** をご提出ください
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 加算届管理票
- ⑤ 84円分の切手を貼付した返信用封筒

②～④については、
特定事業所集中減算適用
が終了する旨を
記載してください。

【D】 現在並びに次期分も特定事業所集中減算が適用されていない場合

湯河原町への提出書類はありません。 作成した報告書は事業所内で5年間保管してください。

提出先

↓送付の際は、このラベルを切り取り使用してください

〒259-0392

湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町 介護課 介護保険係

【特定事業所集中減算報告書 在中】

事務担当 介護課介護保険係

電 話 0465-63-2111 (内線 347)

F A X 0465-63-4194

メー ル hokenka@town.yugawara.kanagawa.jp